

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: <http://www.nakada-partners.or.jp>

発行日2025年 6月16日(月)

今週のこトバ

商工中金の民営化

政府系金融機関の商工中金(商工組合中央金庫)の政府保有株が全て売却され、民営化に向けた改正法が今月13日に施行。民営化後も危機対応業務等は引き続き実施。

◆ 今週のこよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

6/16(月) 先勝 所得税の予定納税額の通知

17(火) 友引

18(水) 先負

19(木) 仏滅 天皇・皇后両陛下が広島を訪問、ゴルフ全米女子プロ

20(金) 大安 通常国会が事実上閉会

21(土) 赤口 夏至

22(日) 先勝 東京都議会選投開票

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

6/9(月)	38,089 △347	144.12 ▼0.22
10(火)	38,212 △123	144.74 ▼0.62
11(水)	38,421 △209	145.12 ▼0.38
12(木)	38,173 ▼248	143.87 △1.25
13(金)	37,834 ▼339	143.79 △0.08

中小向け「賃上げ促進税制」を適用する場合

政府が閣議決定した「骨太の方針2025」では、「賃上げこそが成長戦略の要」としており、中小企業にとって賃上げ促進税制は益々重要となります。

◆ 繰越控除措置がある中小向け賃上げ促進税制

中小企業者等が雇用者の給与等支給額を前年度比1.5%以上増加させた場合、増加額の一定割合を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる中小企業向け「賃上げ促進税制」が適用できます。

令和6年4月以後に開始する事業年度(個人事業主は令和7年以後)では、前年度比1.5%以上で増加額の15%、前年度比2.5%以上で30%となり、上乗せ措置(教育訓練費の増加、くるみん・えるぼし認定)の適用で控除率は最大45%となります(ただし、法人税額等の20%が控除上限)。

なお、赤字のため控除する税額がない場合や、控除上限を超過する場合に、控除しきれなかった額は翌年度以降5年間繰り越すことが可能です。

◆ 本税制における留意点等

◎雇用者給与等支給額……全ての国内雇用者に対する給与等の支給額をいいますが、使用人兼務役員や役員の特典関係者に対する給与等は除きます。

◎教育訓練費に係る上乗せ措置……適用事業年度に国内雇用者の教育訓練費が①前年度比5%以上増加していること、②雇用者給与等支給額の0.05%以上であることを満たす場合は税額控除率を10%上乗せしますが、前年度の教育訓練費が0の場合は②の要件を満たせば適用できます。

◎繰越控除措置……翌年度以降に繰り越した税額を税額控除する場合は、その事業年度に雇用者給与等支給額が前年度より増加していることが必要です。

■この記事の詳細は、情報BOX201523

10月からふるさと納税によるポイント禁止

ふるさと納税を実施する自治体は、基準に適合する団体として総務大臣の指定を受ける必要がありますが、指定基準の改正に伴い、本年10月から「寄附者にポイント等を付与するポータルサイト等を通じた寄附募集が禁止」となります。

これによって、ふるさと納税を仲介するポータルサイト等が寄附額に応じてポイント等を付与することはできなくなります(ポイントサイトを經由した寄附によるポイント付与も同様)。

なお、クレジット会社等から寄附の決済に伴い付与されるポイント等は、通常の決済として付与されるものであれば該当しません(ふるさと納税を対象として追加的に付与されるものは該当)。

公的年金等の源泉徴収における取扱い

令和7年度税制改正により所得税の基礎控除の見直し等が行われましたが、令和7年分の公的年金等の源泉徴収では、12月の年金支払い時に一定の基礎的控除額を用いて計算した1年分の税額と、すでに源泉徴収した税額との精算を行い、差額が生じる場合は還付されます。

なお、創設された特定親族特別控除の適用を受ける場合や、扶養親族等の要件を満たすこととなった親族について扶養控除等の適用を受ける場合は原則、確定申告が必要となります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

中小企業向け「賃上げ促進税制」の概要と留意点等

◆概要

中小企業向け賃上げ促進税制は、青色申告書を提出している資本金1億円以下の中小企業者等が国内雇用者に対する給与等の支給額を前年度より増加させた場合、その増加額の一定割合を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度（個人事業主は令和7年から令和9年までの各年）においては、雇用者給与等支給額を前年度と比べて1.5%以上増加させた場合に適用を受けることができ、税額控除額は次のようになります。

＊前年度比1.5%以上増加した場合の税額控除額……給与等支給増加額の15%

＊前年度比2.5%以上増加した場合の税額控除額……給与等支給増加額の30%

なお、税額控除額は法人税額又は所得税額の20%が上限となります。

◎上乗せ措置（教育訓練費増加要件）

①教育訓練費の額が前年度と比べて5%以上増加していること、②適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の雇用者給与等支給額の0.05%以上であることを満たす場合は、税額控除率を10%上乗せします。

※教育訓練費とは、国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいい、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などです。

◎上乗せ措置（くるみん認定又はえるぼし認定要件）

厚生労働大臣が仕事と子育ての両立支援に取り組む企業を認定する「くるみん」や、女性の活躍推進に取り組む企業を認定する「えるぼし」について、適用事業年度中にくるみん認定、くるみんプラス認定若しくはえるぼし認定（2段階目以上）を取得した場合、又は適用事業年度終了時において、プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定若しくはプラチナえるぼし認定を取得している場合は、税額控除率を5%上乗せします。

◎繰越控除措置

適用事業年度において、赤字であり法人税が課税されないことから税額控除ができない場合や、税額控除額が控除上限（法人税額等の20%）を超過する場合に、控除しきれなかった金額を翌年度以降に5年間繰り越すことができます。

◆留意点など

＊雇用者給与等支給額について……パート・アルバイト等を含む国内雇用者に対して支給する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の額で、適用事業年度において損金算入される金額をいいます。ただし、役員の特権関係者や使用人兼務役員に対する給与は除かれます。また、退職金など給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。

＊未払給与の取扱い……未払給与は計上時に損金算入されるものなので、その計上時、すなわち損金算入時の事業年度の雇用者給与等支給額に含まれます。

＊教育訓練費の上乗せ措置について……前事業年度の教育訓練費が0円の場合でも、上乗せ要件の適用を受けることは可能です。ただし、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の雇用者給与等支給額の0.05%以上であることが要件となります。

＊繰越税額控除の適用について……繰越控除措置により繰り越した額を実際に税額控除する事業年度において、雇用者給与等支給額が前年度より増加していることが要件となります。ただし、前年度の雇用者給与等支給額が0である場合は適用不可となります。

＊繰越控除措置を適用する場合の手続き……①未控除額が発生した事業年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書、及び②繰越税額控除措置の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に繰越控除を受ける金額を記載するとともに、その金額の計算に関する明細書を添付して提出する必要があります。

＊くるみん・えるぼし認定の上乗せ措置について……くるみん認定、くるみんプラス認定及びえるぼし認定（2段階目以上）は税制を適用する事業年度に認定を受けることが要件となっているため、過去に取得した認定をもって上乗せ要件の適用を受けることはできません。また、プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定及びプラチナえるぼし認定は適用事業年度終了の時ににおいて認定を取得していることが要件となっているため、過去に取得した認定をもって適用を受けることができます。